



● 伝統民家の改修と解体

伝統民家の改修に伴う解体工事は主に造作部となるが、改修が新材などでなされていなければ、大半は自然材である。リフォームの「解体」は、移築を除き構造躯体を含めた全解体ではなく、柱・梁の基本構造を残す半解体また部分解体となる。解体に伴う廃棄物の組成内容は個々の建物の状態により異なることになる。

● 解体と処分

1. 解体は手壊しが原則

解体手法は機械解体と手壊し解体に大別できるが、伝統民家の改修の場合、浴室部等のコンクリート基礎などを除き、手壊し解体とする。建設リサイクル法（平成12年制定）に準拠し、解体に伴う副産物（廃棄物）の分別に従う。

2. 現場工事は大工職ないしは現場主任技術者の指示により実施

解体工事は、以降のリフォーム工事を請け負う大工職ないしは施工請負者によって行うことを基本とするが、専門の解体業者が単独で請け負う場合は、事前に工事予定者との調整、確認の上行う必要がある。

3. マニフェストの順守

不法投棄を回避するためのマニフェストの確認を排出事業者責任として、施主に内容を説明、告知し、責任の所在を明らかにする。同時に工事見積りに反映し同意を得る。

4. 改造による有害物質への対処

解体時の廃棄物は、木質系、窯業系、プラスチック系、浴室等の住宅設備系、その他屋根やサッシ等の金属系の他、鉄骨造等の耐火被覆材として認定され、吹き付けアスベストやスレート、石綿保温材などの成型品に含まれる有害物質は解体除去に関する飛散防止対応の必要性と同時に除去処分費のコスト高がある。これらに関しては請負者から施主への明確な説明と対応が必須である。同時に行政側から施主側への伝達や施工者への対処法の徹底化により被害を回避する。